



福岡医発第 3195 号 (地)
令和 6 年 3 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する
法律第 12 条第 1 項の規定に基づく結核発生届の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、感染症法第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師が感染症（全数把握疾患）の届出（以下「発生届」という。）が行った場合は、保健所において感染症サーベイランスシステム（以下「NESID」という。）に入力することで都道府県・国への報告が行われておりましたが、国においてNESIDが更改され、令和 5 年 4 月からは、医療機関が直接NESIDに入力を行い届け出ることが義務とされているところです（感染症指定医療機関以外の医師においては努力義務）。

このうち、結核に係る発生届については、FAXにより患者の居住地を管轄する保健所長に届け出ることになっておりましたが、今般、NESIDの整備等がなされたことを踏まえ、今後は下記の対応とする旨、福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、

- 1) 同システム利用のためのアカウント作成方法については、別添「NESID利用者アカウントの作成方法」をご参照ください。
- 2) 感染症指定医療機関に対しては、福岡県より直接通知されております。
- 3) 令和 6 年 4 月以降、感染症発生動向調査事業においても定点医療機関よりNESIDを用いて電子報告していただくこととしております。

記

1 結核の発生届について

- ・令和 6 年 3 月 31 日までは、NESIDによる届出又はFAXによる患者の居住地を管轄する保健所への届出とすること。
- ・令和 6 年 4 月 1 日以降は、NESIDによる最寄りの保健所長への届出を原則とし、やむを得ずFAXによる届出を行う場合も最寄りの保健所長に届け出ること。

- 2 結核以外の感染症の発生届について
 - ・ N E S I Dによる最寄りの保健所長への届出を原則とし、やむを得ず F A Xによる届出を行う場合も最寄りの保健所長に届け出ること。
- 3 結核の入退院届、公費負担請求の代理申請等について
 - ・ 患者の居住地を管轄する保健所長に届け出ること。
- 4 その他
 - ・ N E S I Dを利用する場合は、事前に利用者アカウントの作成が必要になるため、別添「N E S I D利用者アカウントの作成方法」を確認の上、利用者アカウントの申請を行うこと。

※利用者アカウントは、全数報告と定点報告（感染症発生動向調査）で別々に申請を行う必要があります。定点報告に関するアカウント申請方法は、別途、定点医療機関へご連絡しております。

公印省略

5 疾病第 9 4 5 4 号
令和 6 年 3 月 2 1 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条
第 1 項の規定に基づく届出に係る電磁的方法の努力義務化について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、下記通知により、令和 5 年 4 月 1 日以降、感染症法第 1 2 条第 1 項の規
定に基づく感染症の届出（以下「発生届」という。）を行う場合は、感染症サー
ベイランスシステム（以下「NESID」という。）により最寄りの保健所長に届け出
ることが義務（感染症指定医療機関以外の医師においては努力義務）とされる旨
お知らせしていたところです。

つきましては、貴会会員に対し、NESID による届出に協力するよう周知をお願
いいたします。

なお、NESID を利用する場合は、事前に利用者アカウントの作成が必要になる
ため、別添「NESID 利用者アカウントの作成方法」を確認の上、利用者アカウ
ントの申請をお願いいたします。

記

1 過去通知

令和 6 年 2 月 2 2 日付け 5 疾病第 8 9 1 1 号「感染症の予防及び感染症の患
者に対する医療に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定に基づく結核発生届の取
扱いについて（依頼）」

－問合せ先－

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 阿部

TEL 092-643-3597 FAX 092-643-3331

E-mail:abe-i278@pref.fukuoka.lg.jp

別添「NESID 利用者アカウント（全数報告）の作成方法」

NESID の利用者アカウントを作成する場合は、医療機関を管轄する県又は保健所設置市に申請を行う必要があります。

1 北九州市の場合

北九州市ネットで手続きガイド「感染症サーベイランスシステム（全数報告）の利用申請」（<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/kansen6/door>）又は右の二次元コード）にアクセスし、申請を行ってください。



2 福岡市の場合

「感染症法に基づく医師の届出（アカウント申請） | 福岡市」（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/hokenyobo/netdetetsudoku/kansen-todoke-de-yousiki/ishitodokedeaccount.html>）又は右の二次元コード）にアクセスし、「システム利用申請様式」に必要事項を記入の上、管轄区の保健所健康課に送付してください。



届出先	電話番号/FAX	メールアドレス
東保健所健康課	092-645-1078/092-651-3844	kenko.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
博多保健所健康課	092-419-1091/092-441-0057	kenko.HAWO@city.fukuoka.lg.jp
中央保健所健康課	092-761-7340/092-734-1690	kenko.CWO@city.fukuoka.lg.jp
南保健所健康課	092-559-5116/092-541-9914	kenko.MWO@city.fukuoka.lg.jp
城南保健所健康課	092-831-4261/092-822-5844	kenko.JWO@city.fukuoka.lg.jp
早良保健所健康課	092-851-6012/092-822-5733	kenko.SWO@city.fukuoka.lg.jp
西保健所健康課	092-895-7073/092-891-9894	kenko.NWO@city.fukuoka.lg.jp

3 久留米市の場合

「感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について | 久留米市」（<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070kenkou/2040hokeneisei/3090kansensho/2023-0814-1413-207.html>）又は右の二次元コード）にアクセス、「【NESID】ID 登録申請書」に必要事項を記入の上、久留米市保健所保健予防課に送付してください。



送付先 FAX : 0942-30-9833

Mail : ho-yobou@city.kurume.lg.jp

4 北九州市、福岡市、久留米市以外の県域の場合

「【医療機関向け】感染症の届出がオンラインで可能です | 福岡県」（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/new-sv-system.html>）又は右の二次元コード）にアクセス、「システム利用申請様式」に必要事項を記入の上、福岡県がん感染症疾病対策課（shippei@pref.fukuoka.lg.jp）に送付してください。



公印省略



5 疾病第 8 9 1 1 号
令和 6 年 2 月 2 2 日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福 岡 県 保 健 医 療 介 護 部 長
(がん感染症疾病対策課感染症対策係)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 1 2 条
第 1 項の規定に基づく結核発生届の取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、令和 5 年 4 月 1 日以降、感染症法第 1 2 条第 1 項の規定に基づく感染症
の届出（以下「発生届」という。）を行う場合は、感染症サーベイランスシステ
ム（以下「NESID」という。）により最寄りの保健所長に届け出ることが義務（感
染症指定医療機関以外の医師においては努力義務）とされています。

一方、結核に係る発生届につきましては、令和 4 年 1 1 月 2 8 日付け 4 疾病第
1 0 4 9 5 号により、NESID を使用せず、FAX により患者の居住地を管轄する保
健所長に届け出るようお願いしているところです。

今般、NESID の整備等がなされたことから、今後は、下記のと通りの対応とい
たしますので、貴会会員に対し周知をお願いいたします。

なお、感染症指定医療機関の医師に対しては、別添（写）のとおり、NESID に
よる報告について依頼を行いましたので併せてお知らせします。

記

1 結核の発生届について

- ・令和 6 年 3 月 3 1 日までは、NESID による届出又は FAX による患者の居住
地を管轄する保健所への届出とする。
- ・令和 6 年 4 月 1 日以降は、NESID による最寄りの保健所長への届出を原則
とし、やむを得ず FAX による届出を行う場合も最寄りの保健所長に届け出
る。

2 結核以外の感染症の発生届について

- ・NESID による最寄りの保健所長への届出を原則とし、やむを得ず FAX によ
る届出を行う場合も最寄りの保健所長に届け出る。

3 結核の入退院届、公費負担請求の代理申請等について

- ・患者の居住地を管轄する保健所長に届け出る。

4 その他

- ・NESID を利用する場合は、事前に利用者アカウントの作成が必要になるため、別添「NESID 利用者アカウントの作成方」を確認の上、利用者アカウントの申請を行う。

－問合せ先－

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 阿部

TEL 092-643-3597 FAX 092-643-3331

E-mail:abe-i278@pref.fukuoka.lg.jp